

輸出関係事業者の皆様へ

本年7月1日から、以下の証明書発行の申請先等が変更になります！

- ・ 台湾向け輸出貝類（活貝類を除く）の衛生証明書
- ・ ベトナム向け輸出水産食品（活水産動物を除く）の衛生証明書

7月1日から、上記衛生証明書の申請先及び発行窓口が変更になります。

(変更後) 農林水産省地方農政局等

(変更前) 厚生労働省地方厚生局、都道府県等衛生部局

※7月1日以降は、都道府県等衛生部局や地方厚生局では、上記の衛生証明書の申請受付及び証明書発行は行いませんので、御注意願います。

※御不明な点がありましたら、別紙のお問い合わせ先に御連絡ください。

システム申請について

- ・ メールや書面での申請受付は引き続き行いますが、本年4月から「一元的な輸出証明書発給システム」が始まっています。新規の発行申請は、本システムから行っていただきますようお願いいたします。
- ・ 本システムの利用にあたっては、「gBizIDプライムアカウント」の取得が必要です。本システムから輸出証明書の申請手続きを行う前に、デジタル庁に申請し、gBizIDプライムアカウントの取得をお願いいたします。なお、その取得には、2週間程度かかりますので、御注意ください。
- ・ システムによる輸出証明書の申請は、24時間受付可能ですが、審査・発行は、申請先の開庁時間内に行いますので、御了承ください。なお、特に生鮮品の輸出等、申請当日に証明書の交付を希望する場合、手続を円滑に行うために、事前に申請先の地方農政局等にご相談願います。

台湾向け輸出貝類（活貝類を除く）の衛生証明書

- **申請先:** 最終加工施設又は最終保管施設若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する農林水産省地方農政局等

※ 7月1日以降、都道府県等衛生部局や地方厚生局での受付・証明書発行は行いません。

- **証明書の受取先:** 上記申請先又は上記申請先からの郵送

- **申請に必要な添付資料**

- ・インボイスの写し
- ・パッキング・リストの写し
- ・船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し
- ・漁業権免許の写し(国内で養殖されたものの場合)
- ・入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し
- ・最終加工施設又は最終保管施設における食品衛生監視票等の写し(注)に加え、営業許可証等の写し(食衛法や条例に基づく営業許可や営業届出等を行っている場合)
- ・切手を貼付した返送用封筒(郵送での受取を希望する場合)
- ・委任状(申請者と輸出者が異なる場合)

※申請内容が確認できれば、すべて提出する必要はありません(枠内)

7月1日
以降の
主な変更点

(注) 食品衛生監視票の写しについては、令和5年6月30日までは以下のいずれかの書類に代えることができます。

- ・1年以内に発行された台湾向け輸出貝類の衛生証明書の写し
- ・手続規程における定期的な確認を実施していることが確認できる書類の写し

ベトナム向け輸出水産食品（活水産動物を除く）の衛生証明書 【ベトナム国内での消費目的の場合】

○ 申請先

・最終加工施設又は輸出者の事業所が所在する地域を所管する農林水産省地方農政局等

※1 7月1日以降、都道府県等衛生部局や地方厚生局での受付・証明書発行は行いません

※2 最終加工施設の登録については、引き続き都道府県水産部局で行います

○ 証明書の受取先

・上記申請先又は上記申請先からの郵送

・羽田空港衛生証明書発行窓口（開庁日及び開庁時間内に限ります）※申請先が関東農政局の場合に限ります

○ 申請に必要な添付資料

・インボイスの写し

・パッキング・リストの写し

・船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

※申請内容が確認できれば、すべて提出する必要はありません（枠内）

・ベトナム向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

・最終加工施設における食品衛生監視票等の写し（注）

・切手を貼付した返送用封筒（郵送での受取を希望する場合）

・委任状（申請者と輸出者が異なる場合）

7月1日以降の
主な変更点

（注）食品衛生監視票の写しについては、令和5年6月30日までは以下のいずれかの書類に代えることができます。

・1年以内に発行されたベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書の写し

・手続規程における定期的な確認を実施していることが確認できる書類の写し

ベトナム向け輸出水産食品（活水産動物を除く）の衛生証明書 【全量をベトナムから再輸出する場合】

○ 申請先

- ・最終加工施設又は最終保管施設若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する農林水産省地方農政局等

※ 7月1日以降、都道府県等衛生部局や地方厚生局での受付・証明書発行は行いません

○ 証明書の受取先:

- ・上記申請先又は上記申請先からの郵送
- ・羽田空港衛生証明書発行窓口（開庁日及び開庁時間内に限ります） ※申請先が関東農政局の場合に限ります

○ 申請に必要な添付資料

- ・インボイスの写し
- ・パッキング・リストの写し
- ・船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

※申請内容が確認できれば、すべて提出する必要はありません（枠内）

- ・輸入届出書の写し（輸入品かつ日本国内で加工しない場合）
- ・ベトナム向け輸出水産食品の官能検査等実施記録
- ・最終加工施設又は最終保管施設における食品衛生監視票等の写し（注）に加え、営業許可証等の写し（食衛法や条例に基づく営業許可や営業届出等を行っている場合）
- ・切手を貼付した返送用封筒（郵送での受取を希望する場合）
- ・委任状（申請者と輸出者が異なる場合）

7月1日以降の
主な変更点

（注）食品衛生監視票の写しについては、令和5年6月30日までは以下のいずれかの書類に代えることができます。

- ・1年以内に発行されたベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書の写し
- ・手続規程における定期的な確認を実施していることが確認できる書類の写し

(別紙) お問い合わせ先(申請先・発行拠点)

お問合せ先(申請先・発行拠点)	管轄都道府県 (青字は申請先・発行拠点の所在地)	電話番号
農林水産省輸出・国際局輸出支援課		03-3501-4079
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課(輸出証明書担当)	北海道	011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課(輸出証明書担当)	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	022-263-7071
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課(輸出証明書担当)	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	048-740-0111
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課(輸出証明書担当)	新潟県 富山県 石川県 福井県	076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課(輸出証明書担当)	岐阜県 愛知県 三重県	052-715-3073
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課(輸出証明書担当)	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸 出促進課(輸出証明書担当)	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	086-230-4246
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課(輸出証明書担当)	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	096-300-6199
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課(輸出証明書担当)	沖縄県	098-866-1673